

# 車いす貸出申請書

・新規 ・継続

令和 年 月 日

申請者	住所			
	氏名	印	電話番号	
	使用者との関係	1 配偶者 2 子 3 親族 4 その他（ ）		
使用者	住所			
	氏名		電話番号	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生（ 歳）		
	要介護認定	1 受けていない 2 受けている（要介護・要支援 ）		
使用理由				
貸出期間（3か月ごと）		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		

社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会会長 様

貸出番号	
------	--

（車いす返却日 令和 年 月 日）

決 裁	常務理事	事務局長	支所長	課長	課長補佐	係長	係

〈 以下 事務局記入欄 〉

切り取り線

## 車いす返却確認書

\_\_\_\_\_様

車いすNo. \_\_\_\_\_の返却を確認しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会確認者

確認者氏名 \_\_\_\_\_

## 車いす使用についての注意とお願い

車いすは、「赤い羽根共同募金」や各種団体、個人の皆様などの善意によりご寄付を受けたものです。ご使用に際しては、雨ざらしなどしないよう、大切にお取り扱いくださいますようお願いいたします。

- ◎ 利用申請は、3か月までとなっており、引き続き貸出希望のときは、3か月ごとに再申請をしてください。その場合、利用料は月額200円です。
- ◎ 車いす貸出後、自己都合（新しい型式のものに変更したい等）による借り換えの場合は再度消毒料2,000円（消費税別）の負担をお願いします。（借りた日から8日以内かつ未使用の場合に限り借り換え等に応じます）
- ◎ 入院、入所等による病院・施設でのご使用はご遠慮ください。
- ◎ 使用されている方の過失による損傷等については、実費弁償していただくことがあります。
- ◎ 使用する場所でサイズが適合しない時などは、借りた日から8日以内かつ未使用の場合に限り消毒料を返金しますので、速やかにご返却ください。

貸出期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
貸出番号	No.
問い合わせ先	
社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会	
観音寺市坂本町一丁目1番6号 観音寺市社会福祉センター内	
電話番号 25-7773	
大野原支所	
観音寺市大野原町大野原1265番地 大野原いきいきセンター内	
電話番号 54-5714	
豊浜支所	
観音寺市豊浜町和田浜1544番地1 豊浜福祉会館内	
電話番号 52-1212	